

# インドネシア現地ワークショップ

国際協力部教官

東 尾 和 幸

## 第1 はじめに

平成29年(2017年)3月20日(月)及び同月21日(火)の両日、インドネシア共和国の首都ジャカルタにおいて、同国裁判官の知的財産事件に関する研修カリキュラムについてワークショップ(以下「本ワークショップ」という。)を開催した。

## 第2 ワークショップ開催の背景

1 JICA(独立行政法人国際協力機構)は、インドネシアにおいて、平成27年(2015年)12月、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を開始し、当部も全面的にこれに協力している。インドネシア最高裁判所は同プロジェクトにおける実施機関の一つであり、同プロジェクトにおいて、裁判官に対する知的財産研修カリキュラムや研修教材の作成、人材育成等の活動が実施されている。

2 本ワークショップにおいて取り上げたのは、インドネシア司法研修所が裁判官に対して実施する知的財産事件研修カリキュラムである。

インドネシアにおいて、知的財産に関する民事事件は商事裁判所の管轄に属する。同国の法律上、裁判官が商事裁判所において勤務するためには、所定の資格付与研修を受ける必要がある。本ワークショップにおいて検討したカリキュラムは、このような資格付与研修のためのものではなく、その前提となる、いわば初級の研修である。初級研修は、多くの裁判官が知的財産権に関する基礎的知識を獲得することを目的としており、初級研修を受講した者から優先的に上級の研修である資格付与研修を受講させる予定とのことである。

3 このような背景の下、インドネシア最高裁判所より、初級研修カリキュラムについて日本側の知見の提供を受けたいとの要望があり、アドバイザーグループ委員出席の下、ジャカルタにおいて本ワークショップを開催することとなった。

## 第3 本ワークショップの概要

### 1 日本側出席者

飯村敏明	アドバイザーグループ委員・弁護士(元知的財産高等裁判所所長)
林いづみ	アドバイザーグループ委員・弁護士
福井信雄	アドバイザーグループ委員・弁護士
間明宏充	JICA長期派遣専門家
長橋良浩	JICA長期派遣専門家

入江克典 J I C A国際協力専門員・弁護士  
竹内麻衣子 J I C A産業開発・公共政策部 法・司法チーム課長補佐  
廣田 桂 国際協力部教官  
東尾和幸 国際協力部教官  
岸田俊輔 国際協力専門官

## 2 インドネシア側出席者

インドネシア側からは、プロジェクトの責任者であるタクディル最高裁判所副長官や、研修を実施する司法研修所のアグス所長のほか、ワーキンググループメンバーら約10名が出席した。

## 3 内容

あらかじめインドネシア側からカリキュラム案が示されており、これに基づき議論をした。具体的には、総論、商標、特許、著作権、仮処分、営業秘密の順に、テーマごとに、インドネシア側の発表、日本側からのコメントという形で協議を進めた。

インドネシア側のコメントのうち主なものは次のとおり。

- ・ インドネシア裁判官の知的財産事件に関する知識は不十分であるので、この研修を通じて、多くの裁判官に基本的知識を身につけてもらいたい。
- ・ 司法研修所が教材を作成するわけではなく、司法研修所はガイドラインを作成し、各講師に提示するにとどまる。具体的な教材の作成は各講師に委ねられている。
- ・ インドネシアには、標準となるテキストや判例集は存在しない。裁判例についていえば、日本の裁判例も参考になると思われるので、ぜひインドネシア側に提供してもらいたい。その上で、判例集も作成したい。

日本側のコメントのうち主なものは次のとおり。

- ・ 全ての科目に同程度の時間が割り振られている。しかし、インドネシアの実情に応じ、商標や特許といった科目を重点的に扱うなどメリハリをつけるべきである。
- ・ 事例に基づき判決書を起案する科目があると有意義だと思われる。
- ・ 知的財産事件において損害の算定は非常に難しい問題である。日本には、損害額の推定に関する規定が存在する。カリキュラム案では損害論はあまり取り扱われていないが、しっかりと取り上げるべきである。
- ・ 各種侵害訴訟における典型的な攻撃防御の構造を教授することは有益である（日本における各種侵害訴訟での典型的な攻撃防御の構造を紹介）。



集合写真

### 第3 おわりに

- 1 今回取り上げたカリキュラム案は、インドネシア裁判官にとって、知的財産法を学ぶ入門編となるもので、同国における知的財産事件処理に与える影響は大きい。そのようなカリキュラム案に対し、アドバイザーグループ委員の意見を直接伝えるとともに、知的財産事件処理に関する日本の知見を提供することができたことは、非常に有意義であった。
- 2 本ワークショップにおいて、日本側の裁判例の提供、それを踏まえての判例集の作成といった今後の具体的な活動についての言及があった。判例集は、研修の教材としてはもちろん、事件処理に際しても有用な執務資料になると思われる。判例集の作成に向けた活動を進める必要がある。

また、効果的な研修とするためには、カリキュラムを策定するにとどまらず、適切な教材を作成する必要がある。現状では、司法研修所は、飽くまでも教材作成の前提となるガイドラインを作成するにとどまるとのことであるものの、引き続き、教材作成における協力の在り方を模索する必要があると思われる。